

随時記者発表

項 目	インフルエンザ警報の発令について			
区 分 等	発 表	月 日 時 分	説 明 者	
	資料配付	3月14日15時00分		
配 付 資 料	インフルエンザ警報の発令について			
発 表 要 旨	<p>1 公表の目的 個人情報保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、道民に注意を喚起し、感染症による被害の拡大およびまん延の防止を図るとともに、道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。</p> <p>2 感染症発生動向調査事業における定点医療機関からの報告 標記事業に係る静内保健所管内のインフルエンザ定点医療機関から報告された令和6年（2024年）第10週（3月4日～3月10日）分のインフルエンザ患者数が国の定める警報レベルに達しましたので、お知らせします。</p> <p>3 インフルエンザ感染予防のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出後の手洗い、適度な湿度の保持、マスク着用、咳エチケットの励行 ・インフルエンザワクチンの接種により、インフルエンザの発症や重症化を予防できます。 <p>【参考1】インフルエンザ注意報・警報発令状況 今年度2回目の警報発令となります。 なお、直近の発令状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年11月24日付け警報発令（令和5年第46週） ・令和6年2月7日付け警報解除（令和6年第5週） <p>【参考2】他疾病の注意報・発令状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年2月28日付けで発令した咽頭結膜熱警報は継続中です。 			
報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い	住民に対し、感染予防の呼びかけをお願いします。			
担 当	北海道日高振興局保健環境部静内地域保健室（静内保健所） 健康推進課長 原田 千恵利 電話 0146-42-0251			

インフルエンザ警報の発令について

令和6年(2024年)3月14日(木)15時00分

北海道静内保健所
(北海道日高振興局保健環境部静内地域保健室)
電話:0146-42-0251

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年第10週(令和6年3月4日～令和6年3月10日)において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、インフルエンザ警報を発令します。

記

1 定点医療機関あたりの患者報告数(第10週速報値)

区分	静内保健所	全道	※全国
定点あたり患者数	33.00人	35.01人	13.96人

※全国は令和6年(2024年)第9週の数値

2 対応

北海道では、ホームページや各保健所などを通じて、外出後の手洗いや適度な湿度の保持、マスクの着用や咳エチケットの励行によるインフルエンザの感染予防を呼びかけています。

また、感染予防や重症化を防止するため、インフルエンザワクチンの接種も効果があるとされています。なお、全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)

3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関からの患者報告数

(表示は、「患者報告数(定点あたりの報告数)単位:人)

	第6週 (2/5~2/11)	第7週 (2/12~2/18)	第8週 (2/19~2/25)	第9週 (2/26~3/3)	※第10週 (3/4~3/10)
静内保健所	5 (1.67)	12 (4.00)	16 (5.33)	29 (9.67)	99 (33.00)
全道	3,772 (16.76)	4,751 (21.12)	5,448 (24.21)	6,159 (27.37)	7,842 (35.01)
全国	118,254 (23.99)	101,907 (20.65)	82,793 (16.77)	68,883 (13.96)	集計中

※第10週の患者報告数は速報値。

(2) インフルエンザの注意報・警報とは

【発令基準】注意報:1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で10人以上となった場合

警報:1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で30人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数が、注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。